

# 食品廃棄物の不正転売に係る再発防止対策について

## 1 目的

平成28年1月、食品製造業者から処理委託を受けた廃棄物を、産業廃棄物処理業者が食品として転売するという事案が判明した。

本事案は、廃棄物処理の信頼性だけでなく、食の安全・安心を揺るがせる悪質かつ重大な事件であり、本県では、本事案を未然に防げなかった反省を十分に踏まえ、有効な再発防止策を講ずる必要がある。

## 2 対応

### (1) 監視体制の強化

今回の事案については、事業者に対する監視・指導が不十分だった点も認められることから、これまで実施してきた排出事業者、廃棄物処理事業者に対する立入検査を質・量ともに充実させる。

#### ○ 食品廃棄物処理業者用立入検査チェックシートの作成【28年度】

- ・ 食品廃棄物処理業者に特化して、事業者の不適正処理を見逃すことのないよう、立入検査時のチェック項目を網羅したチェックシートを作成し、11月の「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」において、チェックシートを活用した一斉立入検査を実施する。

#### ○ 廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルの作成【29年度】

- ・ 環境省が策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を基本に、許可申請や届出内容との照合を適切に行えるよう、愛知県独自のマニュアルを作成する。

#### ○ 情報の「見える化」と立入検査業務の支援【29年度】

- ・ 産業廃棄物処理業者等登録管理システムを改修し、廃棄物処理業者に関する許可情報を地図上に掲載して検索できるようにするなど、県民・排出事業者へ「見える化」を図るとともに、不正処理に関する通報を容易にする。
- ・ 立入検査業務を支援するため、現場においてマニュアルを始め、各種法令や環境省通知等の確認ができるよう、本庁及び各県民事務所に立入検査用タブレット端末を整備する。

#### ○ 本庁の機能強化【29年度】

- ・ 本庁と地方機関が連携して処理困難案件を処理できるよう、全体を把握し進行管理を行う企画・調整担当を新たに配置する。

#### ○ 監視指導職員の資質向上【29年度】

- ・ 県民事務所で監視指導を担当する職員に対して、立入検査マニュアルを現場でしっかり活用できるよう、実際の廃棄物処理施設における実地研修を実施する。

#### ○ 関係機関との合同立入検査の実施【29年度】

- ・ 関係機関が連携して対応できるよう、国、市町村、保健所等と合同で食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理事業者に対して立入検査を実施する。

## (2) 廃棄物処理業者・排出事業者に対する指導強化

食品廃棄物の不正転売は、県民の健康、食への信頼、安全・安心を揺るがす重大な問題であることから、食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理事業者に対して、廃棄物処理法及び関係法令遵守の徹底を図る。

### ○ 排出事業者向け手引きの作成【29年度】

- ・ 排出事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任があることを踏まえ、廃棄物を処分委託する際に、委託基準に沿った適正な契約の締結やマニフェストの交付、処理終了後の確認義務などといった留意すべき事項をわかりやすく解説した手引き（リーフレット）を作成する。

### ○ 講習会等の充実【29年度】

- ・ 廃棄物処理業者に対して、食品廃棄物の処理に係る法令順守の徹底等をテーマとした講習会を開催する。
- ・ 健康福祉部と連携して、食品関係団体の会員企業が一同に集まる説明会において、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の周知徹底を図る。

### ○ 排出事業者現地確認研修会の開催【29年度】

- ・ 県産業廃棄物協会と連携し、食品廃棄物処理に精通した専門家を講師に迎え、処理状況の確認ポイント等についての研修会を開催し、排出事業者の現地確認能力の向上等を図る。

## (3) 食品廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

家庭、事業所から排出される食品廃棄物の発生抑制を図るとともに、そのリサイクルを促進することで、環境への影響が少ない持続可能な社会づくりを進める。

### ○ 食品廃棄物の発生抑制に向けた庁内連絡会議の開催【28年度】

- ・ 環境部が中心となり、部局を横断した食品廃棄物の発生抑制の取組を推進する。

### ○ 市町村別のごみ排出量・リサイクル率等の公表【継続】

- ・ 市町村のごみ関係指標を公表し、市町村間の競争意識を高めることで、市町村の取組を促進する。

### ○ 市町村、消費者団体、事業者団体に対する啓発の実施【充実】

- ・ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を活用した先進事例の紹介等。

### ○ 循環ビジネスの創出支援【継続】

- ・ 「循環ビジネス創出コーディネーター」によるリサイクル技術等の相談受付。
- ・ 「循環ビジネス創出会議」でのビジネスセミナー、現地見学会等の実施。
- ・ 「循環型社会形成推進事業費補助金」による施設整備、事業化検討費用の助成。  
施設整備：上限 5,000 万円、事業化検討：上限 500 万円